

女が云、柳下惠がごとくに宿をかさゝるやとなげく、顔叔子が云、其人は誠にかたくして、宿をか
しけれ共をかす事なし、われはかんにん成べからずとて、つゐにかさず、むかしはかゝる律義者
正直人も有けり、今の世は男女共に姪亂ふかふして、此道にまよへり、婦おとこ、贅女近所に有事
なれば、男の申分さもやあらん、され共證據なし、それを訟を聞者、其人を見るに、五聽と云て、五ツ
の品を周禮にのせられたり、一に云詞聽、二に云色聽、三に云氣聽、四に云耳聽、五に云目聽と云々、
かれらが諍論をいいては、詞色氣耳目にても察しがたし、扱又女申分にも證據なし、雙方いづれ
證據を出すべしといへり、女云、我三年前男とはなれ、其年より何共、玄らざる腫物出来たり、ひ
そかに醫師に尋ねければ、是は開茸と名付、女の身に有病也と聞、是はいかなる因果にやとあさ
ましく思ひて、養生をいたすといへ共、今に平愈せず、是ゆへ男の道はおもひもよらすといふ、男
の云、尤女の身に生物有といへ共、寢臥をば心やすくいたすといふ、女のいはく、身に出来物の事
わざと虚言申たりと、大きに笑ふ、其時男色を變じ無言す、故に男は繩にかゝり、女は私宅に返さ
れたり、盗人もよくはちんじけれ共、女の智慧には及びがたし、開茸のはかりごと案の外なりと
かたれば、かたへなる人聞て、男女の問答まつたくわたくしの言葉にあらず、是天のいはする所
なり、かくのごときの災難に、天のめぐみもなく、その理むなくは、神明の本懐もいたづらに佛
法の正理も有べからず、天の罪のがれがたしといへり、

〔上杉編年文書 三十三〕掟○中略

一作毛盜取者於有之者、五本三本ならば課役二百文、三百文、五把六把ならば五百文、右之課役は
作主に無之候共、盜取を見付候者可取候、一荷共かづき取において、御成敗可被成置事、○中

以上

右條々觸下、肝煎百姓等に墜爲申聞、二在所へ一ッ宛書寫し可相渡者也、